

平成 23 年 5 月 23 日

第 11 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 5 月 11 日（水）午後 7：00～9：00

場 所： 保健福祉センター 2 階 大会議室

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 35 名、オブザーバー（西方町）1 名
事務局：高橋課長他 8 名

議事要旨

○ 委員長

(1) グループ討議 議題：条例骨子の検討（公益通報、要望・苦情等の対応、
救済機関、情報共有、情報公開、個人情報保護）

○ 委員長

- ・ 1 時間程度を目途に検討を行い、その後各班で発表してほしい。
（班ごとに議論）

C 班まとめ

○ C 班委員

【公益通報】について

- ・ 公益通報をきちんと規定している自治体は少ないが、大切なことなので必ず入れて欲しい。特に「通報者が不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。」という文言は入れて欲しい。
- ・ 旧栃木市の条例第 26 条第 2 項は簡単すぎるので「公益通報に関わる制度の詳細、通報者保護の措置、その他必要なことは、別の条例で定める。」ときちんと規定してほしい。
- ・ 流山市の条例は、「職員は通報しなければならない」という義務規定として規定しているので、参考にしたらどうか。

【要望・苦情等の対応】について

- ・ 旧大平町の条文は必要なことが全て入っていて、簡潔でよい。
- ・ 共通理解のため、苦情の内容や、どういう対処をしたか公表する条文を入れたらどうか。

【救済機関】について

- ・ 旧大平町の条文はとても難しく、分かりにくい。
- ・ 「機関を置くことができる」は弱い気がするので「置くように努める」や「設置する条例を定める」など、少し強い表現でよいのではないか。

【情報共有】について

- ・ 旧大平町の条例は個別に見ると文章は分かりやすいのだが、前の条文と

のつながりが分かりにくいのではないかという意見があった。

- ・ 旧栃木市の条文は「努めなければならない」としているが、「責務を負う」等、強い感じにしたらどうか。
- ・ 旧栃木市の条例第 28 条第 2 項に第 4 号として、旧大平町の条例第 9 条を参考に「積極的にまちづくりに参加できるよう情報の共有化のための施策を推進する制度」を加えると分かりやすく纏まるのではないか。
- ・ 旧栃木市の条文は受身な感じがする。

【情報公開】について

- ・ 情報公開について、全ての情報を公開することの是非についての議論もあったが、前提として公開するということが条例を作ったほうがよい。
- ・ 旧大平町の第 8 条第 2 項「情報は、わたくしたち町民と町とが共有する財産である。」と第 3 項「町民との信頼関係を深めるため、町が保有する情報を積極的に公開し…」という文言は入れて欲しい。

【個人情報保護】について

- ・ 旧大平町の条文がよいのではないか。特に第 10 条第 3 項の「個人の基本的な権利が侵害されることのないよう…」という文言がよく、更に「個人情報保護条例を定める」という文言を加え、そちらで詳細を示すことがよいのではないか。

○ 委員長

- ・ 情報に関する規定なので、具体的な手続き規定を別途設けなければならないということなのだが、例えば公益通報については自治基本条例の条文とは異なり、旧栃木市には内部の事務規定はあるが、条例は設けていなかった。旧大平町でも救済機関がどのように機能していたかも分からない。そういったところが分かりにくいところなのではないだろうか。
- ・ 情報に関しては全てを公開することは難しいのかも知れない。もちろん個人情報保護は保護されるべきだし、来年度の入札価格などの政策情報を情報公開するのは難しい。だが、「原則は公開だが、例外的な場面は限られる」と、原則と例外を明らかにしておくことは重要。

D 班まとめ

○ D 班委員

【公益通報】について

- ・ 公益通報の趣旨が市役所内の通報であるならば、自治基本条例ではなく、市役所内部で制度を整備すればよいのではないか。

【要望・苦情等の対応】について

- ・ 旧栃木市、旧大平町共に同じような内容だが、旧栃木市の条例第 27 条

第2項の「適正な体制整備に努めるものとする。」という規定が異なる。これだけだと体制整備が目的になってしまうので、本来の目的である「市民の権利、利益の保護」を文末に加えたほうがよいのではないか。

【救済機関】について

- ・ 旧大平町の条例解説によると、救済機関は行政相談員のようなものを想定している。しかし、具体的にどのような姿で、どのような機能を持った機関なのか分からない。救済機関が具体的でなければ、機関を設置するというのは早計なのではないか。

【情報共有】について

- ・ 旧大平町は「説明責任」と「情報の共有化の推進」が分けてあり、読みやすいという意見があった。
- ・ また、旧大平町の条例第9条「情報の共有化の推進」の中に市民の意見を吸い上げる規定が足りないのではないか。旧栃木市第28条第2項第3号を参考に補完できないか。
- ・ 旧栃木市の条文は、詳細な個別の制度を規定しているが、自治基本条例としては基本的なイメージにしぼって規定してもよいのではないか。

【情報公開】について

- ・ 様々な理由や目的のために情報公開制度が確立されていると思うが、旧栃木市の条文は目的や趣旨がなく、簡潔に書かれている。これは27条の情報共有を受けての条文なので、あえて省略してあるのかもしれないが、もう少し何か加えてもよいのではないか。
- ・ 旧大平町の条文については、第1項で「情報を知る権利を有する。」としており、更に第3項で「町民との信頼関係を深めるため、」としている。目的が2つになり明確でなくなってしまうので、整理が必要なのではないか。例えば「知る権利があり、その権利を担保するために公開する」だけでも十分なのではないか。

【個人情報保護】について

- ・ 旧栃木市の条文は第28条の情報公開と同様簡潔であるが、若干、言葉足らずな感がある。
- ・ 旧大平町の条文は個人情報保護の趣旨について詳細に書いてあり、第3項には「お互いのプライバシーに配慮しなければならない。」と町民の義務を規定してあり、これは旧栃木市にはないよい条文である。
- ・ 結論としては、両市町の条文を整理すればよいのではないか。

○ 委員長

- ・ 条例は、長い期間のルールなので将来的にも意味を持つ規定の仕方を心がけなければならない。旧栃木市の条例には、制度の整備に努めなけれ

ばならないという規定を見かけるが、向こう数年間で取り組むべき内容は計画などで整理すべき。条例には不変の真理に近いことをしっかり規定することが必要。

- ・ そういう意味では、旧栃木市の条例は詳細については別途条例で定めるとしていることはよいが、情報に関する基本的な考え方はきちんと規定しておくことが重要なのではないかと思う。
- ・ 旧大平町の条文については、幾分言葉が多いような気はするが、情報について行政の責務だけでなく、住民の責務も明記していることは参考になるのではないかと思う。

E 班まとめ

○ E 班班長

【公益通報】について

- ・ 旧栃木市の条例を基にすればよい。公益通報が行いやすいように、通報者に不利益にならないような規定を明文化するべき。

【要望・苦情等の対応】について

- ・ 旧栃木市と旧大平町の条例の両方を合わせて整理すればよいのではないか。「要望・苦情の対応」と「救済機関」を纏めてもよいのではないか。

【救済機関】について

- ・ 都市計画税は不公平であり、実情にあった課税ということ、将来的には廃止することを加えてほしい。

【情報共有】について

- ・ 旧栃木市の条例、旧大平町の条例、それぞれをよしとする意見があり、両方を合わせて整理すればよいのではないか。
- ・ 旧大平町の条例第 9 条で情報の共有化の推進としているため、市民の意見を反映するための補助機関を作ってはどうか。
- ・ 旧栃木市の条文の「努めなければならない。」という文言より、旧大平町の条例の「責務を負う。」や「施策を推進するものとする。」という行政に責任を負わせる文言のほうが、市民としてはよいのではないか。

【情報公開】について

- ・ 旧栃木市と旧大平町の条例の両方を合わせて整理すればよいのではないか。監査請求や住民投票など各種参政権を適切かつ効果的に行使できるような文言を加えたらどうか。
- ・ 旧大平町の条文第 8 条第 3 項の「明らかにしなければならない。」という文言について、もっと具体的に実行できるように明文化できないか。
- ・ 情報公開することは、市が情報を共有することと表裏一体であるから、いつでもどこでも知ることができるようにしたほうがよい。

【個人情報保護】について

- ・ 両市町の条例の両方を合わせて整理すればよいのではないか。

○ 委員長

- ・ 指摘のとおり、旧両市町の条例には努力規定が多い。それを明確にしていくことが、これからの条例作りの一つのポイントになるかもしれない。
- ・ 情報公開、情報共有の問題を参政権との関係で位置付けることは重要な視点ではないかと、今回の発表を聞いて思った。

F 班まとめ

○ F 班班長

【公益通報】について

- ・ 告発者の立場をいかに守るかが重要。
- ・ 新市の組織は大きな規模であり、この条項は必要。

【要望・苦情等の対応】について

- ・ 組織が大きくなれば要望・苦情対応の窓口は用意すべき。対応により問題が大きくなることもあるので、対応は非常に難しい。

【救済機関】について

- ・ 旧大平町では条文はあったものの、救済機関は設置されなかったが、第三者機関を設置したらどうか。

【情報共有】について

- ・ 旧大平町の条文がわかりやすい。
- ・ 旧栃木市の条例第 28 条 2 項の制度は実際に整備されているのか。
- ・ 守秘義務のある情報はどう取り扱うのか。

【情報公開】について

- ・ 市民の意識向上に関しては旧大平町の条文がよい。

【個人情報保護】について

- ・ 旧大平町の条例は個人情報保護法施行と同じ時期に策定したので詳細に規定しているのではないかと思われるが、既に法整備がされている現状では旧栃木市の条文でよい。
- ・ 名簿作成時などプライバシーに関する問題がある。

○ 委員長

- ・ 市がどこまで情報公開しているかが問題になる。市のホームページを見ると様々な情報が公開されているが、認知されていないようだ。
- ・ プライバシーの保護に関しても、情報公開に関しても情報リテラシー（情報を使いこなす能力）が必要だと思われる。市民も情報リテラシー

を身につけていく必要があるし、職員も個人情報扱う上で、情報教育が今後求められていくかもしれない。

- ・ インターネットが利用できない人に、どのように情報を伝えるかなど、情報格差についても今後検討する必要があるかもしれない。

A班まとめ

○ A班班長

【公益通報】について

- ・ 旧栃木市の条例を基にすればよい。内部告発も必要であり、公平でなくてはならない。
- ・ 通報者が不利益を被らないようにしなければならない。

【要望・苦情等の対応】について

- ・ 旧栃木市、旧大平町の条例のよいところを参考にすればよい。職員のレベルアップを図るべきであり、苦情があった場合は迅速に対応すべき。
- ・ 苦情・要望・提案・申立ての受付窓口を設けるべき。

【救済機関】について

- ・ 法整備されているかどうかについて疑問があった。
- ・ 救済機関はないよりは、あったほうがよい。

【情報共有】について

- ・ 旧栃木市と旧大平町の条例を参考にすればよい。特に旧大平町の条例第9条は必ず明記すべき。
- ・ 市が市民に対して隠し事をしないことは義務なのではないかという意見があった。

【情報公開】について

- ・ 旧大平町の条文のほうが分かりやすい。一方で旧栃木市の条文も短くて簡潔でよいという意見もあった。
- ・ 情報公開の請求があった場合、市はどこまで情報公開できるのかということについて議論があったが、行政側が不利益を被るような情報は公開できないのではないかという意見があった。

【個人情報保護】について

- ・ どちらかという旧大平町の条文のほうが分かりやすくてよい。特に旧大平町条例の第10条第3項は重要という意見が多かった。

○ 委員長

- ・ 旧栃木市の条例の公益通報は必須であるとか、旧大平町の個人情報保護のプライバシーの規定は特徴的でうまく盛り込みたいという意見があった。

B 班まとめ

○ B 班班長

【公益通報】について

- ・ 公益通報については明記した方が望ましい。
- ・ 告発した人が正しい行いをした時に守るため、また市の職員を守るためにも明記した方がよい。

【要望・苦情等の対応】について

- ・ 旧栃木市条例の第 27 条を「苦情等の処理」ではなく「要望等への対応」として、「市政に関する要望・苦情等があったときは、…」とした方がよい。
- ・ 「事実関係を調査し、…」という文言も、個人的内容にならないように入っていた方がよい。

【救済機関】について

- ・ 「要望・苦情等の対応」に含めればよいのではないか

【情報共有】について

- ・ 旧栃木市の条例第 28 条がよいのではないか。
- ・ また、旧大平町の条例の第 7 条は別の項目【説明責任】として残しておいた方がよいのではないか。

【情報公開】について

- ・ 旧大平町の条例の方が分かりやすくよい。
- ・ 他の条例と項目が重ならないように調整した方がよい。

【個人情報保護】について

- ・ 旧大平町の条文が具体的で分かりやすい。個人情報には必ず守られなければならないので、旧大平町の条文の様に細かく書かれている方がよい。
- ・ 旧大平町条例の第 10 条第 1 項、第 2 項は市と市民に対してだが、第 3 項は市民同士に対しての規定であるが、これは市民同士が市をよくするためにあえて入れた規定だということだった。
- ・ 基本的人権という言葉が入っていればトラブルの解決に役立つということで、市民に分かりやすくするために入れた方がよい。

○ 委員長

- ・ 栃木市は大きな市となり、情報の取扱いにも留意しなければならない。
- ・ 情報化社会であり、情報を公開するにしても、保護するにしてもきちんとした対応、組織作りが求められる。

終了